

10月定例教育委員会 (議 題)

- | | | |
|---|-----|---------|
| ① させぼ立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則
の一部改正の件（文化財課） | ... | P 1～P 6 |
| ② 福井洞窟整備検討委員会条例の一部改正の件 | ... | P 7～P 7 |

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則の一部改正の件

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則（令和 5 年教委規則第 1 2 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例（令和 4 年条例第 3 4 号）の施行期日は、 <u>令和 8 年 1 1 月 1 日</u> とする。	させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例（令和 4 年条例第 3 4 号）の施行期日は、 <u>令和 7 年 7 月 1 日</u> とする。

（施行期日）

公布の日とする。

（提案理由）

させば立神広場歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則を一部改正するため提案するものです。

1 主旨

現在、整備中である「させば立神近代化歴史公園」の供用開始後の管理・運営については、指定管理者による管理・運営を行うこととしている。

指定管理者の業務に関する規定や指定管理者の指定の手続きに関する規定など、施設の管理に必要な事項については、「させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例（令和4年条例第34号）」に定めており、本条例の一部（第6条、第7条、第9条及び附則（指定管理者の指定の特例）：指定管理者の指定に関する規定）は施行済である。

また、残りの条項の施行期日については、指定管理開始日から施行することとしており、令和5年5月に「させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則」を制定し、施行期日を「令和7年7月1日」と定めている。（令和5年5月定例教育委員会議決事項）

今回、近代化歴史公園の整備において、土壌汚染発覚に伴う対策工事の実施により、指定の期間を令和8年11月1日～令和18年3月31日（変更前：令和7年7月1日～令和17年3月31日）に変更したことから、施行期日を改正する旨の規則を制定するものである。

2 制定する内容

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を「令和7年7月1日」から「令和8年11月1日」に改める。

参考条例

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例

○させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則

令和5年教育委員会規則第12号

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例の施行期日を定める規則

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例（令和4年条例第34号）の施行期日は、令和7年7月1日とする。

（施行期日）

1 この規則は公布の日から施行する。

○ させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例

令和4年条例第34号

させば立神近代化歴史公園の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本遺産「鎮守府」に関連する文化財の保存活用と周遊観光の促進を目的に設置する、させば立神近代化歴史公園（以下「公園」という。）の管理について、佐世保市都市公園条例（昭和33年条例第28号。以下「公園条例」という。）に定めるもののほか、管理につき必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 公園条例第10条に規定する使用料のうち、公園条例第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料については、公園条例別表第2に掲げる額を上限として、第5条の規定により教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）が定めるものとする。この場合において、公園条例第10条及び別表第2中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による利用料金を定める場合、指定管理者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(利用料金の徴収)

第3条 公園条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた者は、利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(利用料金の不還付)

第4条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第5条 公園の管理は、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するものにこれを行わせるものとする。

(指定管理者の選定)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書

- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他教育委員会が別に定める書類

2 教育委員会は、前項の書類を審査し、公園の設置目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可、公園条例第11条第1項に規定する許可の取消し等その他公園の利用に関する業務
- (2) 第2条第1項に規定する利用料金の徴収その他利用料金に関する業務
- (3) 公園及び附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(協定の締結)

第9条 市長は、指定管理者の指定を受けた者と、公園の管理に関する協定を締結する。

2 前項の規定による協定で定める事項は、市長が別に定める。

(業務報告の聴取等)

第10条 教育委員会は、公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理に係る業務及び経理の状況に関し、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第11条 指定管理者は、公園において事故等が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 指定管理者は、公園を管理するに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 この条例に規定する業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(損害賠償)

第13条 公園及び附属設備等を汚染し、若しくは毀損し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第6条、第7条、第9条及び次項の規定は、公布の日から施行する。(令和5年5月教委規則第12号で令和7年7月1日から施行)

(指定管理者の指定の特例)

2 教育委員会は、第6条の規定にかかわらず、最初に指定する指定管理者においては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に準ずる手続により選定した民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

福井洞窟整備検討委員会条例の一部改正の件

福井洞窟整備検討委員会条例（平成 3 0 年条例第 6 6 号）の一部改正について、次のとおり提案する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

令和 6 年 1 0 月 2 4 日提出

佐世保市教育委員会教育長 陣内 康昭

改正後	改正前
（所掌事務） 第 2 条 委員会は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 0 9 条第 2 項に規定する<u>特別史跡</u>として指定された福井洞窟の保護及び整備のため、次に掲げる事項について調査審議する。 （1） 福井洞窟及び出土品の適切な保存管理及び公開活用に関すること。 （2） 福井洞窟の調査研究に関すること。 （3） その他福井洞窟の保護及び整備に必要な事項に関すること。	（所掌事務） 第 2 条 委員会は、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 0 9 条第 1 項に規定する<u>史跡</u>として指定された福井洞窟の保護及び整備のため、次に掲げる事項について調査審議する。 （1） 福井洞窟及び出土品の適切な保存管理及び公開活用に関すること。 （2） 福井洞窟の調査研究に関すること。 （3） その他福井洞窟の保護及び整備に必要な事項に関すること。

（施行期日）

公布の日とする。

（提案理由）

国指定史跡である「福井洞窟」の特別史跡指定に伴い、本条例で定める文化財保護法の根拠条文が変更となるため、一部改正について提案するものです。

当日配布②

10月定例教育委員会 (協議事項)

- ① ツールド九州2025の開催について
(文化スポーツ部スポーツ振興課) . . . P1～P4



Make Kyushu Sustainable

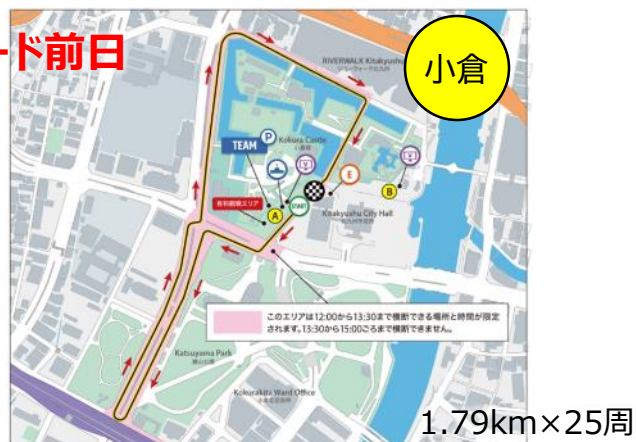
九州の持続可能な未来のために



レースの形式

クリテリウム（周回レース）

ロード前日



※ 参考：2023年大会（小倉城周辺）

- ✓ ロードレースに先立ち行われる**ツール・ド・九州の幕開けを告げるエキシビジョンレース**で、市街地や公園の通路などに設定された**短い距離の周回レース**。
- ✓ 一般的に**コース1周は1～3km程度**で、決められたコースを周回数走するため、観客たちは目の前を猛スピードで走る選手たちの姿を何度でも観ることができる。
- ✓ レース時間は1時間程度であり、レース開始からゴールまでを見届けることができる。



ロードレースとは**一般公道などに設定された長距離コース**で、大集団でレースを行い、チームで協力しながら順位を争うレース。

- ✓ 自転車ロードレースの歴史は古く、「**ツール・ド・フランス**」が初めて開催されたのは今から100年ほど前の1903年。
- ✓ コースは一般公道を走るため、**標高の高い山岳部や田園地帯、海岸線を走る**こともあり様々なレースシーンを演出、複数ステージで**数日間続く**大会もある。

ロード



※ 参考：2023年大会（福岡、熊本、大分）



ツール・ド・九州の概要

■第1回（2023年）大会概要

大会名称	マイナビ ツール・ド・九州2023	
主催	ツール・ド・九州2023実行委員会 一般社団法人 ツール・ド・九州	
日程	2023年10月6日（金）～9日（月）	10/6金 クリテリウム（小倉城） 10/7土-9月 ロード（福岡、熊本、大分）
開催地	3県（福岡144km、熊本108km、大分129km）、18市町村	
レース形式	○クリテリウム（小周回サーキットレース）※エキシビジョンロード ○ロード	
レースカテゴリ	UCIアジアツアー2.1（ステージレース クラス1） 2023年国内では8つの国際レースが開催	
参加者	18チーム（国内10、海外8）、選手104人スタッフ54人	
スタッフ	約7,000人	
観客/速報値	88,300人（小倉1.6万人 福岡3.3万人 熊本1.2万人 大分2.7万人） YouTube26.7万回	



開催地の現状

	第1回 2023 10/6金-9月	第2回 2024 10/11金-14月	第3回 2025 10/10金-13月
クリテリウム	10/6 北九州市（小倉城クリテリウム）	10/11 北九州市（小倉城クリテリウム）	実行委員会組成済 ※開催地は未公表 ※佐世保市は2025大会の クリテリウムにエントリー
ロード	10/7福岡県（北九州～大牟田） 10/8熊本県（南小国～南阿蘇） 10/9大分県（日田）	10/12 大分県（別府～日田） 10/13 熊本県（南小国～南阿蘇） 10/14 福岡（岡垣～宗像）	実行委員会組成済 ※開催地は未公表

10月定例会教育委員会 (報 告)

- | | | |
|---|-----|-----------|
| ① 令和6年9月定例会一般質問答弁について（教育総務部） | ・・・ | P 1～P 23 |
| ② SASEBO EXPO の開催について（社会教育課） | ・・・ | P 24～P 25 |
| ③ 福井洞窟の特別史跡に係る官報告示について（文化財課） | ・・・ | P 26～P 27 |
| ④ 福井洞窟ミュージアム企画展「空から見た洞窟遺跡」の開催について
(文化財課) | ・・・ | P 28～P 29 |

令和 6 年 9 月 定例会 一般質問 答弁について

(1) 宮島 武雄 議員

P 1 ~ 4

●本市の英語教育について

○課題と今後の取組について

(2) 諸國 麻椰 議員

P 5 ~ 9

●子どもによる子どもの盗撮について

○教育現場におけるデジタル教育の現状と今後について

(3) 黒川 英明 議員

P 10 ~ 12

●本市における全国学力・学習状況調査について

本年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施された「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)の結果の概要、課題、取組等について伺います

(4) 角田 隆一郎 議員

P 13 ~ 16

●福井洞窟について

○特別史跡指定答申に伴う本市の振興策について

○特別史跡指定答申に伴う近隣の環境整備について

(5) 永田 秀人 議員

P 17 ~ 20

●外国籍住民への広報・広聴について

夜間中学に関して、他県では5~6か国語で発信しているが、本市では日本語と英語のみであり、非英語圏の方への情報が届いていたのか。外国籍の方に市の情報を届け、また意見を聴く取組について伺う

(6) 松尾 俊哉 議員

P 21 ~ 23

●学校教育について

○学校給食の提供における諸問題とそれに対する対応について

質 問	答 弁
2 本市の英語教育について ○ 課題と今後の取組について (質問の要旨) 【1回目】 国際色豊かなまちづくりを目指す佐世保市において、グローバル人材の育成は欠かせない。 小中学校において「英語によるコミュニケーション力」を高められているのか心配だという話を耳にした。 小学校において専門的に英語を指導できる先生の増員、英語教育における小学校から中学校への円滑な移行などにより、本市の子どもたちの「英語によるコミュニケーション力」を高めることが必要ではないかと考える。 本市の<u>小中学校における英語教育についての課題と今後の取組について</u>伺う。	(教育長答弁) 2項目め、「<u>本市の英語教育について、課題と今後の取組</u>」について、お答えいたします。 グローバル化が進展し、社会構造や雇用環境が大きく変化すると予想される未来社会において、外国語によるコミュニケーション能力は、その重要度が一層高まるものと認識しております。 外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種に携わる人だけでなく、多くの人にとって、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が求められているところでございます。 文部科学省における外国語教育の小学校への導入等に関する議論は、長年にわたり行われてきたところでありますが、ご承知のとおり、平成23年度から、小学校5・6年生で「外国語活動」が全面実施されることとなりました。 その後、令和2年度からは、外国語活動のスタートが小学校3年生に引き下げられ、小学校5・6年生では外国語科が、新たに教科として導入されました。 また、本市独自の取組として、教育課程の特例が認められている、市内5つの小中一貫校におきましては、小学校1年生から外国語教育を導入しております。 学習指導要領には、各段階における外国語教育の目標が掲げられております。小学校3・4年生における外国語活動では、「外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成すること」とあり、児童が音声を中心に、体験的に理解を深めることで、英語学習に対する動機づけを図るよう求められています。 小学校5・6年生の外国語科では、3・4年生において慣れ親しんだ「聞く」「話す」ことに加え、「読む」「書く」指導を段階的に行うことにより、「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する」という目標に向けて取り組んでおります。 一方、中学校では、「簡単な情報や考えなどを理解したり、表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成すること」と掲げられております。小学校からの学びの連続性を図りつつ、生徒が日常的な話題や社会的な話題について理解したり表現したりできるよう、取り組んでいるところでございます。 小学校3・4年生から、音声を中心とした活動を通じて外国語に慣れ親しみ、外国語学習への動機付けを高めた上で、小学校

5・6年生では、発達段階に応じて、段階的に文字を取り扱い、総合的・系統的に教科学習を行うとともに、中学校への接続を図ることを重視するよう求められております。

このような中、小中学校における英語教育に関する全国的な課題として、主に2点があげられております。1つめは、小学校から中学校への接続が十分とは言えず、それまでの学習内容や指導方法等を発展的に生かすことができていないこと、2つめは、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した言語活動が十分なされていないことでございます。

本市におきましても同様の課題が伺え、学校を訪問し、指導の様子を視察しますと、学びの連続性に改善が必要な授業が散見される状況にあります。

そこで、小学校と中学校の円滑な接続を図るため、本市では今年度、小中学校教員対象の合同研修会を実施いたしております。文部科学省教科調査官による講義や、中学校区内の小中教員での協議を通して、お互いの学校での学習内容や指導方法等について、学びを深める機会といたしました。

今後、本研修における学びの成果として、小学校・中学校が連携した授業の実施を予定しておりますので、小中連携のひとつの在り方として、市内小中学校で共有してまいりたいと考えております。

次に、外国語によるコミュニケーション能力の育成を意識した言語活動の設定につきましては、中学校外国語科教員を対象とした研修を実施いたしました。生徒が、英語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うためには、どのような場面設定が効果的かなど、実践的な研修となりました。今後、市内中学校において公開授業を実施し、その成果と課題を共有してまいります。

また、小学校教員につきましても、英語指導のスキルアップを目的として、授業時に有用な英会話や発音指導などの研修や、教科書の活用や言語活動の設定などの研修等、多面的に研修を実施しております。

今後も、教職員の英語指導に関する指導力向上を目指すとともに、不安やニーズに応えられる研修を実施してまいります。

【再質問】

小学校において、英語を専門的に指導できる人から指導を受けたほうが、子どもたちの「話す力」は伸びるのではないだろうか。

本市の小学校において、英語を専門的に指導できる教員の状況について伺う。

再質問の「本市の小学校における英語を専門的に指導できる教員の状況について」お答えいたします。

小学校における外国語活動、外国語科の指導におきましては、多くの場合は、学級担任が授業を行っております。これは、小学校の学級担任の特性によるものであり、「児童の興味・関心のある題材や活動を設定できること」、「児童の英語への不安を取り除けること」、「新しいものへ挑戦する気持ちや失敗を恐れない雰囲気をつくることができること」などの理由から、学習指導要領には、「学級担任の教師の存在は欠かせない」と記載されているところでございます。

一方で、学級担任と同様に、初等教育や児童への理解があることを前提に、英語を専門的に指導できる教員が指導を行うなど、専門性を一層重視した校内体制の整備を進めることも大切であると示されております。

本市の小学校におきましては、学級担任である教職員のほか、校内で英語専科教員として従事する教員が指導を行う場合や、学級担任間で教科を分担し、授業を行う場合がございます。その他、中学校外国語科教員が、小学校での授業を担っている学校もございます。

いずれの場合にいたしましても、教職員の専門性を生かした指導の充実を図ることで、児童が外国語に対する興味関心を高めながら、発達段階に応じた必要な資質・能力を身につけられるよう、教職員の人材確保については、所管されております県教育委員会に対しまして要望してまいります。

また、本市におきましては、小学校における英語教育を充実させるための取組として、国際理解・交流能力育成事業を行っております。本市で雇用している外国語指導助手、いわゆるALTや、国際理解指導員として委嘱する「市内在住の外国人や英語が堪能な日本人の方」を小学校へ派遣し、教職員とともに外国語活動や外国語科の授業を実施するものであります。

この派遣により、児童が英語の音声に慣れ親しんだり、英語によるコミュニケーションに意欲的に取り組んだりするなど、コミュニケーションの素地や基礎を養う上で、必要な活動につながっていると認識しております。特に、ALTとのコミュニケーションは、児童が英語を用いる必然性を生むだけでなく、異文化理解の促進にも大きく寄与し、児童のグローバルな視野を広げる教育の一環としても、大変意義深いものと思っております。

今後も、小中学校における英語教育のなかで身につけるべき資質・能力をしっかりと育み、未来を生きる子どもたちが、グローバル社会においても誰ひとり取り残されることなく、自らが望む人生を豊かに送れるよう、事業展開や人材確保に努めていく所存でございます。

【再々質問】

「話す力」の育成は、99の政策「グローバル教育の推進」にも関わってくるのだと考える。

市長の見解を伺う。(大項目1と合わせて)

(市長答弁)

次に、2項目めの「本市の英語教育について」、グローバル教育の推進、またそのために必要となる英語力の向上について、私の所見をということでございますので、お答えいたします。

グローバル化や情報化の急速な進展など、変化の激しい時代を生きる子どもたちに、自ら挑戦し、多様な価値観を持った人々と協働していくための基盤となる力を、総合的に育成することは重要であると考えており、英語力は必要な力だと感じております。

現在、進められております「グローバルキッズ・チャレンジ事業」では、子どもたちが多様な他者を相手に、自らの考えや気持ちを表現するために、英語によるコミュニケーションにチャレンジする姿が見られます。

また、米海軍佐世保基地内の学生と本市の中高生が参加する「日米交流事業」では、同じまちに住む同世代同士が、英語という言語を通して、お互いを理解・尊重しながら活動を行っている様子を、見せていただきました。

どちらの活動においても、子どもたちは英語でコミュニケーションを図っており、グローバル教育において育成すべき力のひとつである、英語力の重要性を再認識したところでございます。

グローバル教育をさらに推進していくために、現在、本市ならではの国際色豊かな風土を生かした取組について検討するよう、関係各課に指示を出しているところでございます。

今後も教育委員会と連携を図りながら、特色あるグローバル人材育成に資する事業を展開し、「選ばれるまちSASEBO」の実現を目指してまいります。

質 問	答 弁
1 子どもによる子どもの盗撮について ○教育現場におけるデジタル教育の現状と今後について (質問の要旨) 学校内で、盗撮に関わる事案が発生し、大きな問題となっている。例えば、2023年12月、武蔵野市の公立小学校において、複数の男子児童が授業のために配付されたタブレット端末を用いて、女子児童の着替えの様子を盗撮していたという事案が発生していたことが発覚した。 これらの事案を受けて、文部科学大臣が教育委員会や学校現場に対して、「適切に対応してもらいたい。」という考えを示した。<u>機器の扱い方のみではなく、社会的な責任感や他者への配慮を学ぶ機会を確保し、情報モラル教育や情報リテラシーの育成の充実を図ることが喫緊の課題</u>である。 【1回目】現在、本市において、武蔵野市と同様の盗撮事案に関する報告があるか、お聞きしたい。併せて、同様の事案を防ぐために、現在、<u>本市で行っている対策について伺う。</u> 子どもたちを加害者にも被害者にもしないためには、将来を見据えた上で、早い時期から情報モラル教育や情報リテラシーの育成に取り組む必要がある。本市においても、同様の事例が発生する可能性もあるため、今後更にデジタル化が進むことを見据えて、どのような取組を行	(教育長答弁) 「子どもによる子どもの盗撮について」の中で、まず、<u>本市における盗撮に関わる事案報告について</u>、お答えします。 <u>現在、本市では、校内における一人一台端末を使用した子どもによる子どもの盗撮の報告は確認されておりません。</u> しかし、先程、議員にご紹介いただきました、他都市で発生した児童生徒による盗撮等の事例につきましても、私どもも深刻な課題であると受け止めております。 近年、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化しました。 Society5.0時代を生きる子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、「スマート・スクール・SASEBO構想」による新しい学びがスタートし、本市では、児童生徒に一人一台端末を令和3年1月より配付しています。 また、多くの児童生徒がスマートフォンをはじめとした、デジタル機器を保有しています。 令和5年度に本市の児童生徒約1万6千600人から回答を得た携帯電話等の保有状況調査では、小学生で44%、中学生では81.2%の児童生徒が、スマートフォンを保有していることがわかりました。 また、同調査で、自分のスマートフォンを持っていると回答した、小学校5年生から中学校3年生の児童生徒の23.7%が、保護者からフィルタリングやペアレンタルコントロールを設定されていないと回答しています。設定されているかどうか「わからない」という回答も28.8%ありました。 このように、一人一台端末だけではなく、多くの児童生徒が自分のスマートフォンを保有しているという状況から、学校だけでは、児童生徒の安全・安心なICT活用を進めていくことは難しい状況でございます。 保護者も情報モラル教育の当事者となり、家庭でのルール作りや子どもの見守りについて、しっかりと向き合っていくことが不可欠であると考えております。 そこで、次に、<u>本市が策定した「スマート・スクール・SASEBO構想」をふまえた上で、同様の事案を防ぐために、現在、本市が行っている端末管理や保護者・児童生徒・教職員に対する取組について</u>、お答えします。 一つ目は、<u>一人一台端末の管理に関する取組</u>です。 本市では、一人一台端末の貸与時に、「スマート・スクール・SASEBO整備機器運用方針」に基づき、<u>学習目的以外で端末を使用しないこと等を明記した利用同意書を保護者に配付</u>しております。保護者の承諾を得ることで、一人一台端末の正しい利用と適

っていくかが重要になってくる。

切な管理を行っています。各学校においては、保護者や児童生徒向けにより具体的なルールをつくり、児童生徒が学習を目的に一人一台端末を活用する体制を整えています。

また、一人一台端末には、フィルタリングソフトを導入しており、SNSについては、閲覧はもとより画像のアップロードはできない仕様になっています。なお、必要に応じて端末の履歴を調べることも可能ですので、不測の事態が発生した場合には、早い段階で、当事者を確認することが可能です。

二つ目は、保護者への情報モラルの啓発に係る取組です。

本市教育委員会では、佐世保市PTA連合会、佐世保市小・中学校長会とともに、家庭向け「情報モラルリーフレット」を作成し、毎年更新しています。

リーフレットには、家庭内のルールづくりの推奨や性的な被害や個人情報の流出などトラブルの事案、相談窓口などを記載し、ネットトラブルゼロをめざした、家庭での対応策について記載されております。

また、多くの学校では、授業参観日や行事等に合わせて、外部講師を招聘したメディア講習会を開催したり、次年度小学校に入学する児童の保護者を対象とした「子育て講演会」を実施したりする中で、メディアとの正しい付き合い方について、説明を行っています。

三つ目は、児童生徒を守るためのネットパトロールの取組です。

青少年教育センターでは、独自のアカウントを作成した上で、複数のSNSに対して、年間で約2,000件の検索を行い、個人情報の流出等について、より細やかな調査をしています。これは、万が一、児童生徒が、SNS上に適切ではないと思われる情報発信を行った場合の対策であり、個人が特定されるような写真や不適切な書き込みなど、不測の流出などが発生した場合に、情報の拡散を最小限に抑えるための初動として重要なステップの一つです。

盗撮にかかる事案は発見されておりませんが、今年度は、8月末日をもって、名前や顔から個人が特定される恐れがある画像が3件ございましたので、リスク発生の未然防止として、該当の学校へ連絡し、関係の児童生徒や保護者への指導を行い、対応完了の報告を受けています。

四つ目は、教職員の情報モラル指導力の向上に対する取組です。

情報社会の進展は目まぐるしく、発生するリスクも多様に変化しています。様々なリスクに対応するためには、教職員の研修も重要と考えています。

そのため、教育センターでは、教職員がICT活用やそのリスクに対応する知識や技術を習得するための情報モラルにかかる研修を実施しております。

その他、教職員が、いつでも情報教育に関する資料にアクセスできるよう、本市教職員専用ポータルサイト「スマート・スクール・SASEBO羅針盤」に、情報モラルにかかる教材や関係機関へのリンクなどを多数掲載し、教職員の授業づくりをサポートしています。

研修や資料を活用した授業実践等により、教職員が情報モラルを指導する力も向上しています。令和5年度に文部科学省が実施した「教育の情報化の実態に関する調査（速報値）」では、教職員の情報モラル指導能力を測る質問に対して、本市教職員が肯定的に回答した割合は92.8%で、全国において4位から5位の都道府県と同等に位置する結果となりました。

今後も様々な取組を通して、ICT活用の基本的なルールを理解と適切な判断力が、本市のすべての児童生徒に行き届くよう教職員の研修に努めてまいります。

五つ目は、児童生徒の情報モラルの向上に対する日常的な取組です。

各学校では、各教科や道徳の授業の中で、情報モラルに関する指導を計画的に行っています。学習に際しては、道徳の教科書はもとより、長崎県教育委員会が作成した情報モラル教材「SNSノート・ながさき」や文部科学省や企業等が作成しております動画資料などが準備されています。

なお、6月の「いのち輝く強調月間」の期間中、同ノートを活用した、情報モラルに関する授業を必ず実施することとしております。

そのほか、学校では、学習指導要領に則り、各教科や特別活動、道徳等で性に関する指導を行っています。

その中で、児童生徒は、心や体に関する理解、男女の相互理解や、共に協力し尊重し合う存在であることを学んでいます。このような学習も、盗撮をはじめとした、性に関する誤った知識や興味に基づく行動の予防につながるものであると認識しています。

このように、学校・保護者・関係機関が協力し、多面的に対策を講じております。

【再質問】

子どもたちを加害者にも被害者にもしないために、今後、どのような対策を講じていくのか伺う。

【再質問の答弁後】 議員より、現行の取組の更なる推進を求める意見（これに対する答弁は不要）

「子どもたちを加害者にも被害者にもさせないための今後の対策について」お答えいたします。

これまで申し上げましたとおり、本市においては、様々な取組を行っておりますが、情報社会の進展は著しく、変化に即応していくことが非常に重要であると認識しております。

そのため、今後も、次の取組を充実してまいります。

まずは、教職員研修についてです。

児童生徒が、自己および他者を尊重してＩＣＴが利用できるようになることを目的に、デジタル・シティズンシップ教育に重きを置いて、研修に取り組んで参ります。

デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の適正な利用を通じて、社会に積極的に参画する能力のことであり、児童生徒が、情報社会での安全・責任・相互尊重の精神・倫理観等を身に着けるとともに、日々の生活や学習の中で、自律した良きＩＣＴの使い手となることを目指したものです。

その他にも、道徳教育や性教育など、多面的な研修を展開し、教職員の指導力を高めてまいります。

また、長崎県が今年度７月に公表した「活用型情報モラル教育教材GIGAワークブックながさき」を活用してまいります。

本教材は、デジタル・シティズンシップなどの新たな視点も取り入れられているものであり、本教材を活用したモデル授業などに取り組み、実践事例の提供に努めることで、教職員の授業づくりを支援して参ります。

次に、児童生徒専用ポータルサイトEduポータルの充実を図ります。

Eduポータルは、本市の児童生徒や教職員のみが、写真やその他のコンテンツを投稿でき、外部からは閲覧できません。また、不適切な活用があった場合は管理者が必要に応じて、ログの確認やデータの削除ができるようになっております。

これは、例えるならば、自動車学校のような練習の場であり、情報の取扱いに対する基礎的な知識や技能、実践的な態度を学ぶ、全国でも先進的な取組です。このような安全なネットワーク環境の中、写真や文書などを投稿する体験を通して、児童生徒のＩＣＴ活用能力を適切に育んでまいります。

また、引き続き児童生徒が、自分でも学ぶ事ができるように、情報モラルやセキュリティにかかる資料の掲載を行ってまいります。教育関係機関や企業による教材の提供も増えておりますので、随時、拡充を図って参ります。

その他、教育委員会としましては、盗撮に限らず様々なリスクに対して、引き続き情報収集を怠らず、いち早く対応ができるよう努めてまいります。

本市はGoogle for educationのパートナー自治体であり、Google社のみならず他の先進自治体との情報共有が行いやすい環

境にあります。他の市町での事案やリスク対策、より安全性の高い機器の導入情報などを日常的に収集することによって、必要な改善策を迅速に講じてまいります。

また、課題であります家庭の対応に対しては、各学校や関係機関と連携し、引き続きメディア講習会や啓発リーフレットを活用することや、家庭の指導力向上に向けた取組を間断なく続けてまいります。

高い倫理観と情報リテラシーを持つ若者を育成するためには、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが不可欠です。

今後も、より一層の連携のもと、盗撮に代表される、ICTの影の部分への対応を怠ることなく、さらに取組を充実させていく所存でございます。

質 問	答 弁
2 本市における全国学力・学習状況調査について 本年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施された「全国学力・学習状況調査」(全国学力テスト)の結果の概要、課題、取組等について伺います。 (質問の要旨) 【1回目】 未来を担う子供たちにとって学力の向上は、子供たち自身の将来のためにも、学校生活を充実させるうえでも重要であると考えてる。 <u>全国学力・学習状況調査から見た本市の現状と課題</u>について伺う。	(教育長答弁) 2項目め、<u>本市における全国学力・学習状況調査について、その現状と課題について</u>お答えします。 全国学力・学習状況調査につきましては、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること等を目的に実施されており、本市では小学校6年生2,002名、中学校3年生1,863名が受験しております。 本市の現状としましては、小学校の平均正答率は、国語が66%、算数が62%でした。全国平均を100%としたときの本市の達成率は、国語が98.1%、算数が97.6%であり、全国平均には届いていないものの、過去8年間において最も高い数値となっており、今後もこの傾向を維持・向上させてまいりたいと考えております。 一方で、中学校の本市の正答率については、国語が54%、数学が47%で、全国比達成率は国語が92.2%、数学が89.3%と、全国平均を下回っている状況にあります。 また、設問ごとの傾向としましては、国語では「目的に応じて情報を分類したり関連付けたりする問題や、必要な情報に着目して要約する問題」、算数・数学では、「問題解決の方法を説明する問題」を苦手としている子どもたちが多い傾向にあります。 このことから、<u>本市の子供たちは、根拠をもって説明したり、獲得した知識や技能を活用して考えたりする力に課題があると認識</u>しております。 したがって、<u>児童生徒が自分で考え表現したり、友達や教師との対話等を通じて、これまでになかった新しい考えに気づいたり、自分自身が納得できる考え方を生み出したりするなど、より質の高い学びを行う「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を確実に推進することが必要であると考えております。</u> 改めて、新しい時代に求められている授業のあり方について、周知指導を行うとともに、教職員の授業改善への意識を高めることで、子どもたちが「できた」「わかった」「学ぶことが楽しい」と実感できる質の高い授業への改善を図ってまいります。

【再質問】

子供たちの間で、「勉強がわかる子供とそうではない子供の差があること」、「勉強が苦手なことで、学校が楽しくない、行きたくないと思う子供がいること」を目の当たりにしてきた。勉強がわからないことで、自分に自信を持てなかったり、場合によっては不登校となることも考えられる。

子供たちが「できた」「わかった」という思いを持ち、「学ぶことが楽しい」と実感できる授業が広がっていくことが重要だと考えるが、教育委員会として学校に対し具体的にどのような働きかけを行っているのか伺う。

再質問の、子どもたちが「できた」「わかった」という思いを持ち、「学ぶことが楽しい」と実感できる授業を広げるために、教育委員会として、学校に対し、具体的にどのような働きかけを行っているのかについて、お答えいたします。

今年度から、学校教育の施策に係る指標を、これまでの全国学力調査の正答率から、質問調査における学習意欲と自己肯定感に変更しております。子どもが自ら学びに向かい、多様な他者と協働しながら、達成感や充実感を味わうことができるような学びを推進することで、これからの時代を生きる力、未来を切り拓く資質能力の育成を目指しております。

その実現のためには、各学校で行われる教育活動の充実、中でも授業改善のさらなる推進が必要であると考えており、次のような取組を行っております。

1つ目は、新しい時代に求められている授業の在り方についての周知でございます。

現在の学校教育におきましては、ICT等を効果的に活用しながら、児童生徒一人一人が自分に合った学び方を選択し、それぞれの目標に向かって学ぶ「個別最適な学び」、そして、多様な他者と意見を出し合い、異なる考えを組み合わせるより良い学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実が求められております。

このような授業の在り方を、市内の教職員に広く周知させるために、日頃から授業研究の実践を重ね、成果をあげられている先生方による授業を公開し、各校の実践に生かすための研修会を実施いたします。

公開する授業におきましては、児童生徒が主体となり、ICT等を活用しながらそれぞれに学習を進め、教師は子どもの主体的な学びを支える伴走者となるよう指導・助言を行っており、小学校、中学校ともに3回ずつの授業公開を行う予定でございます。

2つ目は、学校のニーズに合わせた指導主事の派遣による、学校支援でございます。各学校の校内研修や学力向上の実践等について、教育委員会の指導主事が直接学校に出向き、指導・助言を行っております。

その中では、児童生徒が意欲的に学習活動に向かうための手立てや学習形態の工夫、学習課題との出会わせ方など、授業づくりで意識するポイント等について指導を行っており、今年度は実施分も含めて、12月までに40回以上の学校支援を行う予定でございます。

3つ目は、教育センターにおける教職員の研修の充実です。
「授業改善研修」「学校経営研修」などを通して、教職員の資質向上を図っております。

「授業改善研修」では、誰一人として取り残さない教育の実現を目指し、研究テーマを決め、年間を通して授業公開や研究協議等を行っております。必要に応じて、文部科学省の調査官や、大学教授など教科の専門家の助言をいただきながら、学習指導要領が求める学びの実現や、本市が抱える課題解決のための方策についての学ぶことを通して、教職員の指導力向上を図っております。

「学校経営研修」では、子どものウェルビーイングの実現へ向けた取り組みを一層推進していくために、授業改善に加え、学力向上の基盤となる、子どもの積極性や、コミュニケーション能力などについても大切にしながら、学校運営の主軸を担う管理職員の資質の向上を図っております。

いずれの取組にいたしましても、児童生徒に確かな学力を身につけさせるとともに、予測困難と言われる未来社会においても、子どもたちが自ら学び、自ら考え行動し、それぞれが思い描く幸せの実現につながるような、資質能力の育成を図っているところでございます。

【再々質問】

今後、どのような考えで本市の子どもたちのための「教育」に取り組んでいこうとしているのか伺う。

再々質問にありました、今後どのような考えで本市の子どもたちのための「教育」に取り組んでいくかについてお答えいたします。

私は、今後社会がどんなに激しく変化しようとも、本市で育った子どもたちが、それぞれの個性を発揮し、笑顔で、力強く人生を切り拓いていく姿を夢見ております。

そのような未来の実現のためには、子どもたちが、自ら課題を見つけ、考え、判断し、より良い解決方法を見出す経験を重ねる中で、自信や資質能力を育むことが、学校教育の使命だと考えております。

また、私は常に、学校を輝かせたい、子どもたちを輝かせたいと考えております。そのため、教育長就任以降、市内すべての授業の最後には、子どもたちの学びを称賛する時間を設定するようお願いをしております。

これは、子どもたちが自己肯定感を高める経験を重ねることが、未来社会においても、主体的に学び続ける原動力となると信じているからでございます。

子どもたちは本市の宝です。私は教育長として、すべての子どもたちが「学ぶことが楽しい」「学校が好き」「明日も学びたい」という思いを持ち、下校時には笑顔が輝く姿が見られるよう、今後も学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組を進めていく所存です。

質 問	答 弁
1 福井洞窟について ○ 特別史跡指定答申に伴う本市の振興策について ○ 特別史跡指定答申に伴う近隣の環境整備について (質問の要旨) 福井洞窟を特別史跡に指定するように答申が出されたことを、活性化に資するよりよいきっかけにするために、具体的に課題を整理し解決しなければならない。そこで<u>具体的な指摘や提案をするので、国や県も巻き込み、佐世保活性化につながるような答弁を期待する。</u> 【1回目】 ①福井洞窟の国民文化祭協賛シンポジウムの開催について ②市内全小学校を対象とした福井洞窟の教材とした郷土愛の醸成について	(教育長答弁) 角田議員の質問第1項目目、「福井洞窟について」お答えいたします。 議員ご紹介のとおり、今般、福井洞窟が国の「特別史跡」に指定答申がなされました。これまで福井洞窟の調査や整備にご理解と多大なご協力を賜りました、関係各位及び地元の皆様に、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。 福井洞窟の保存と活用にあたっては、今後、部局を横断し連携していくこととしておりますので、ご提案の取り組みについては、関係部局ごとに、それぞれ答弁させていただきます。 まず、「<u>国民文化祭における福井洞窟の協賛シンポジウム開催について</u>」、ですが、<u>令和7年度に開催される国民文化祭を契機とした福井洞窟のPR事業の展開は重要な機会</u>ととらえております。 PR手法として、シンポジウム開催を含めて、展覧会や映像製作に加え、様々な手法を多面的に検討して参りたいと考えております。さらに、国民文化祭につながる取り組みとして、<u>文化庁が主催する「発掘された日本列島」展の展覧会を本市に誘致</u>できるよう、国や県に働きかけを行い、全国から来られた皆様にアピールして参りたいと考えております。 本展覧会は、30年間続く歴史ある巡回展で、発掘され話題となった展示資料が全国各地から集まり、全国の考古学ファンが見学に来られるなど、これまで多くの方々が来場され、実現すれば本市では初の開催となります。 次に、「<u>福井洞窟を教材とした郷土愛の醸成について</u>」、ですが、吉井地区の小中学校だけでなく、市内の児童・生徒が、世界に誇る遺跡である福井洞窟を学ぶ機会を設けることは、本市への郷土愛を醸成する上で非常に有益なことだと理解しております。 そのため、下村修氏のノーベル賞の受賞を契機に創設し、科学の興味関心の隆盛につながった「下村修ジュニア科学賞SASEBO」などを参考に、<u>考古学分野での新しい学習について、「福井洞窟学」を提唱し、研究を深めていきたいと</u>、考えております。

③福井洞窟の学術的年代に関する市の見解について ④西部工事事務所と倉庫を合築した場所への食堂の誘致について ⑤吉井駅と吉井バス停の福井洞窟仕様について ⑥福井洞窟の駐車場整備について ⑦樹木伐採など福井洞窟の景観整備について ⑧福井洞窟周辺の看板の整備について ⑨県道40号線の安全対策について	特別史跡指定を契機に福井洞窟や歴史・文化に関する研究を児童・生徒に募集するなど、児童・生徒が郷土に興味や愛着を持てるようにしてまいりたいと考えております。 また、「<u>福井洞窟の学術的年代について</u>」、ですが、平成23・24年度の発掘調査では、最下層の年代について、科学分析の結果、はっきりとした年代値を得ることができませんでした。しかしながら、<u>1万9千年前の年代まではあきらかとなっておりますので、最下層はこれよりも古いことから、直谷岩陰等の発掘や出土品の価値を整理することで、その年代も明らかとなり、人類史の謎に迫る調査・研究がさらに進展するものと期待しております。</u> 次に、「<u>福井洞窟ミュージアム敷地内での食堂の整備や事業者の誘致について</u>」及び「<u>福井洞窟へアクセスするための吉井駅と吉井バス停の福井洞窟仕様について</u>」、ですが、史跡の活用については、テーマ毎に関係部局による<u>庁内ワーキング会議を立ちあげ、検討していくこと</u>としておりますので、これらの案件についても、その必要性から研究するなど、今後、本会議のテーマとして参りたいと考えております。 福井洞窟周辺の環境整備の中で、まず「<u>駐車場の舗装や車止め等の整備</u>」のお尋ねにつきましては、平成30年度の整備以後、6年が経過しており、議員ご指摘の砂利の飛散など運用面での新たな課題がでてまいりましたので、<u>史跡にふさわしい景観へも配慮しながら、改善に向けて、速やかに文化庁や外部有識者との協議に着手して参りたいと考えております。</u> 次に、「<u>樹木伐採</u>」につきましては、<u>岩体への影響を考慮し段階的に年次的に実施するよう計画</u>しており、「<u>誘導案内板</u>」につきましては、敷地内の標柱や説明板も含め、<u>状況を確認して、改善を図るよう関係部局とも連携しながら進めたい</u>と考えております。 いずれにしても、来訪者が福井洞窟の価値を体感し、安心安全な見学環境を維持向上できるよう、市民と協働した史跡の保存と活用を図って参りたいと考えております。 (土木部長答弁) 私からは、<u>県道40号 佐世保吉井松浦線の安全対策</u>についてお答えいたします。 当該路線の福井洞窟付近の道路改良について、令和元年に吉井地区自治協議会長をはじめ複数の代表の方々より市土木部が要望書をお受けし、県北振興局の担当部署へ進達している状況です。 議員がご懸念のとおり、現地はカーブが多く、幅員が狭いため、大型車両同士の離合が困難な箇所もございます。 県北振興局によりますと、道路改良は現時点では難しいものの、今年度、福井地区他1箇所の交通量調査を実施する予定とのことです。
--	--

⑩福井洞窟の商標登録とお菓子の土産品開発について

⑪クルーズ向けの、福井洞窟を含平戸方面へのタクシープラン造成について

また、現道の車両速度抑制のための安全対策については、江迎警察署や県北振興局など関係部署と具体の策について協議を進めたいと考えています。

この調査結果を踏まえた上で、長崎県により適切な対策を検討していただくよう、本市としましても地域の皆様の声を県北振興局へ改めてお伝えし、安全で快適な交通環境の実現に向けて強く働きかけてまいります。

(経済部長答弁)

福井洞窟の商標登録をした上でのお土産品開発のお尋ねがございましたが、新たなお土産品の開発はもちろん、パッケージ変更による商品開発の場合におきましても、各事業者が商品の作り手としての思いや可能性による部分がまず第一にあり、その上でマーケティングのプロセスを踏まえることで、売れるお土産品としての可能性が判断されます。

物産関係の事業者の方々が、「福井洞窟」を商品開発への活用等に向けた魅力あるものとして、その機運の醸成につながるよう、必要な情報提供や連携したPR等に努めて参ります。

なお商標登録に関しては、商標法や文化庁の見解等があるため、弁理士など専門家の意見を確認した上で、対応を図ります。

また、福井洞窟から江迎や平戸を巡るタクシープランを造成し、クルーズ乗船客への販売ができないかとのご質問に関しては、福井洞窟及び福井洞窟ミュージアムを案内するタクシープランは既に存在しており、さらに別ルートではありますが、平戸八景を巡るタクシープランも商品化されております。

このように、既存の観光プランは一定の形で整備されていますので、これらの既存プランを組み合わせることで、佐世保観光コンベンション協会による新たな観光ルートを造成することは可能であると考えます。

今回の特別史跡の指定を機に、これらの旅行商品の磨き上げを進めます。

このルートは、クルーズで訪れた乗船客に向けた寄港地観光商品として販売できるものと考えますことから、ランドオペレーターを訪問した際のPR素材として、これらのプランを積極的に紹介して参ります。

今後は、これらの洞窟遺跡や九十九島の地形に関する豊富な観光素材を活用し、全国に向けて積極的に情報発信を行い、福井洞窟をはじめとする洞窟遺跡日本一の魅力を広めていきたいと考えております。

【再質問】

福井洞窟の特別史跡指定答申を踏まえた、市長の思いについて

(市長答弁)

福井洞窟が特別史跡に指定答申がなされたについての、私の思いということでございますので、一言答弁させていただきます。

特別史跡に指定されるということは、国内外の皆さまに佐世保市をアピールするチャンスととらえ、最大限に活かしたいと考えております。

そのため、学術的側面と観光的側面を融合させ、福井洞窟の思い切った活用を図り、高付加価値なコンテンツなどによる、誘客を図る取り組みが造成できるよう、関係部局に指示を出したところでございます。

福井洞窟を含む36の洞窟遺跡が所在する「洞窟遺跡日本一のまち」として、国内外に向けて力強くアピールして参りたいと思います。

質 問	答 弁
1 外国籍住民への広報・広聴について 夜間中学に関して、他県では5～6か国語で発信しているが、本市では日本語と英語のみであり、非英語圏の方へ情報が届いていたのか。外国籍の方に市の情報を届け、また意見を聴く取組について伺う。 (質問の要旨) 【1回目】 他県の夜間中学では、利用者の多くは外国籍の住民だと聞く。しかし、本市の夜間中学については、6月議会で質問した際に「市のホームページで英語で発信する」というだけであったため、非英語圏の方へ情報が届いていたのか気になる。 佐世保市の外国籍住民に関しては、過去の質問でも非英語圏の方が多くいる印象を持っているが、そういった人たちの中に夜間中学のニーズがどれだけあるか、現状では十分に把握できていないのではないのか。 2019年度に実施した外国人市民アンケートは日本語と英語で行われており、共通言語になりうるのは日本語と英語ではないかとの仮説に基づいて実施されたと聞いているが、それで取りこぼしがないのか。以上を踏まえ、次の3点について伺う。 (1) 外国人市民アンケートをはじめ、外国人市民への広報・広聴の現状について	(総務部長答弁) 永田議員の1項目目、外国籍住民への広報・広聴のうち、外国人市民への広報の現状について、まず<u>日本語以外での情報発信をどのように対応しているかという点</u>を私からお答えいたします。 日本語以外での情報発信につきましては、その基本的な考え方として、<u>デジタル広報によって多言語への対応</u>を行っております。 具体的に申し上げますと、市からの主たる広報手段の1つであるホームページにつきましては、<u>Google翻訳を活用することで、13言語に対応することができ、数多くの言語に対応できているものと考えており、各種SNSによる情報発信においても、それぞれの翻訳機能を活用することで多言語対応ができているものと考えております。</u> また、「<u>広報させぼ</u>」につきましては、紙媒体での配付を基本としておりますが、これをカタログポケットというアプリを活用することで、<u>英語や韓国語、中国語のほか、スペイン語やタイ語など、日本語を含む10言語に対応することができることから、一定の外国語対応ができているものと認識</u>しております。 このように、市から多くの方を対象に発信する情報においては、デジタル広報を活用することで数多くの言語に対応してきており、ご質問の外国人市民で日本語でのコミュニケーションが難しい方に対する広報について、充実に努めてきているところでございます。 なお、以上のような日本語以外による情報発信について、外国人市民をはじめ、市民の皆様への周知不足をご指摘いただいたものと思いますので、先ほど申し上げましたカタログポケットの活用手法など、更なる周知、情報発信の充実に努めてまいりたいと存じます。 (文化スポーツ部長答弁) 次に永田議員の1項目目、外国籍住民への広報・広聴のうち、外国人市民への広聴の現状について、私からお答えいたします。 まず、現状の対応を申し上げますと、<u>外国人市民の日常生活における困り事や、ご意見などへの対応</u>につきましては、<u>市民相談室などにおいて、通訳ができる職員や相談者の知人等の協力を得ながら相談対応</u>を行っており、また、<u>本庁1階総合窓口などにおきましては、11か国語に対応した多言語翻訳機を活用して対応</u>を行っております。 一方で、令和元年度には外国人市民の日常生活における困り事や、ご意見などを把握するため、「佐世保市外国人アンケート」を実施いたしました。

(2) <u>現時点で夜間中学に対する外国籍住民からの問い合わせ（入学希望などを含む）の有無と件数</u>	このアンケートで浮かび上がった言葉に関する課題をご紹介しますと、日本語での会話ができる方は68%であるのに対し、漢字を読むことができる方は45%と少なく、会話よりも読むことに苦勞されている実態が明らかとなりました。 そのため、外国人に配慮して、難しい日本語を読みやすく言い換えた「やさしい日本語」の活用が必要だという認識に至りました。 この「やさしい日本語」の始まりは、阪神・淡路大震災の際に、日本語が理解できず必要な情報を受け取ることができなかった人もいたことから、外国人に対しても迅速に災害情報を伝えるための言葉として考案され、その後、共生社会実現に向けた取り組みとして、出入国在留管理庁と文化庁が「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成し、その活用を推進しているものでございます。 本市におきましても、これらの背景もあり、<u>令和3年度に「やさしい日本語の手引き」を作成し、広く市民に活用していただけるようホームページ等で周知</u>してきたところでございます。 なお、昨年度は、この「やさしい日本語」を使い、「ごみの出し方」などをテーマに、少しずつ日本語に慣れていただくことを目的とした「日本語サロン」を試行的に実施しました。 合計3回の実施で41名の参加があり、その参加者の国籍はネパール21名、アメリカ8名、ベトナム8名のほか、オーストラリア2名、中国、フィリピンが各1名となっています。また、在留資格別では、留学生29名、就労者等が12名でございました。 この「日本語サロン」の実施により、日本語のサポートを必要とする外国人市民のニーズを把握し、効果的な支援を提供する上で一定の参考となったと考えております。 以上のように、本市では外国人市民の皆様が、安心して生活できるよう、「やさしい日本語」の活用や、<u>実際の課題に基づいた具体的な取り組みを進めるとともに、今後も引き続き、外国人市民の皆様のご意見やニーズを把握し、改善に向けた取り組みを強化してまいりたいと存じます。</u> (教育長答弁) 引き続き私からは、<u>夜間中学</u>に関するご質問についてお答えいたします。 本市における夜間学級 いわゆる夜間中学は、令和7年4月の開級を目指し、準備を進めているところであり、<u>8月3日に入学対象の説明会を開催したところでございます。</u> <u>この説明会には約60名の参加があり、入学希望者には、説明会後に個別の面談を行いました。</u>
--	---

(3) 夜間中学に関して、英語以外の言語での発信はしなくないか

【再質問】

現在、英語話者の児童生徒の対応に苦慮している学校もあると聞く。

夜間中学で外国語話者の対応ができる教職員が確保できるのか

お尋ねの、「外国籍住民の方からの問い合わせ」についてでございますが、この説明会には、東アジア出身の方が1名参加されました。

この方につきましては、面談の際に、「本国における義務教育において、学びの機会が十分に得られなかったため、夜間学級において是非学び直したい」という強い思いをお持ちであるということが確認できております。

このように、外国出身の市民の方からも、夜間学級に対して一定の期待と関心が寄せられていることを感じたところでございます。

次に、「夜間中学に関する英語以外の言語での情報発信」につきましてお答えいたします。

現在、市のホームページには夜間学級開級に向けた情報を掲載しています。

先の総務部長からの答弁にもございましたが、この掲載内容は多言語での閲覧が可能であり、非英語圏の方にも対応できるものとなっております。

併せて、市のホームページ以外にも、佐世保市在住の外国籍の方々へ本市の情報等をお届けしている「させぼEチャンネル」による発信も行っております。

これにより、日本語に不自由さを感じておられる外国語話者の方々にも広く情報が届けられるよう努めております。

今後の情報発信につきましても、非英語圏の外国語話者の皆様や幅広い年代の方々の個々のニーズを踏まえた発信を行ってまいります。

新しく開級する佐世保市の夜間学級は、多様な背景を持った人たちの学びたいという願いに応じた幅広い教育を提供し、誰一人取り残さない学びの機会となるものです。

国籍を問わず、幅広い年代が集まる場となり、多様な価値観にふれることができる貴重な学びの場であり、多様な社会を共に生きる力の育成につながるものと期待しているところでございます。

再質問の「夜間中学で外国語話者の対応ができる教員が確保できるのか」についてお答えいたします。

本市におきましては、市立小中学校及び義務教育学校に在籍する日本語指導を要する児童生徒の指導の充実のため、日本語指導に特化した教職員の加配を、毎年県へ要望し、今年度は2名の配置をいただいております。

また、本市独自の事業といたしまして、英語や中国語、タガログ語等を母語とする児童生徒が在籍する学校に、国際理解指導員を派遣し、該当児童生徒の日本語習得状況や学習状況に応じた個別の支援を行っております。

言葉だけでなく文化の壁など、言語以外での配慮が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、必要に応じて関係機関へつなぐなど、きめ細かな対応を行っているところです。

また、外国語対応が必要な生徒が入学した場合は、まず、言語に関するニーズをしっかりと把握し、必要に応じて特別な教育課程を編成した指導を行っているところでございます。

その実施におきましては、校内体制の工夫や、国際理解指導員の派遣、デジタル翻訳機の活用等、柔軟な個別の対応を進めております。

夜間学級におきましても同様、教職員の配置につきましては、引き続き県に要望するとともに、国際理解指導員の夜間中学への派遣等、個々のニーズや実態に応じた個別の支援が充実するよう検討してまいります。

以上のように、教育現場での円滑な学習支援を実現し、すべての児童生徒が安心して学べる環境づくりを推進いたします。

質 問	答 弁
1 学校給食について ○ 学校給食の提供における諸問題とそれに対する対応について (質問の要旨) 【1回目】 1. 今年の気象状況は昨年以上に高温となる日々が続いており、この夏の暑さは新たに記録を塗り替えるほどだった。新聞報道もあったところであるが、<u>本市の給食調理場に空調設備は設置されていない。給食調理場の高温多湿になる劣悪ともいえる状況にどのように対応しているのか。</u> <u>新聞報道にあった給食センターへの集約の話は聞いたことがないが、どのくらい検討が進んでいるのか。</u>	(教育長答弁) 1項目めの「学校給食について」のうち、<u>学校給食調理場の空調設備の対応について</u>お答えいたします。 本市には、学校給食調理場として、単独調理場38箇所、給食センター5箇所、合計43箇所の調理施設があり、市立小中学校及び義務教育学校、70校全てにおいて完全給食を提供しております。 そのうち、<u>複数の学校への配送を担う給食センターには、室内の広さや断熱などを考慮した、温度と湿度の調整可能な空調設備を備えております。</u> 一方で、<u>学校に併設する単独調理場については、冷風機器の設置のみならず、断熱や排熱など構造的な課題もあることから、温度と湿度を保つことができる空調設備は備えられておりません。</u> そのような状況ではございますが、<u>学校ごとにスポットクーラーや冷風扇を設置するなど、様々な工夫や対応を行っております。</u> <u>調理従事者の健康管理については、厚生労働省が定めた「熱中症予防基本対策要綱」に基づき、次のような熱中症予防対策を講じているところです。</u> まず、<u>全ての調理場の休憩室に空調設備を設置し、涼しい部屋で休憩をとることができるようにしております。高温多湿となる期間は、調理従事者を増員し、交代しながら休憩を取りやすくする対策を実施しております。</u> また、作業中の体調管理にも配慮し、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うため、<u>飲用水や熱中症予防タブレットなどを備えています。</u> さらに、<u>調理従事者に対する労働安全衛生教育により熱中症の症状、救急処置、予防方法等の徹底を図るとともに、通気性の良い白衣を選定し、調理従事者へ貸与しております。</u> 今年度は、小型のファンを搭載した食品加工用の空調白衣をテスト的に導入しており、現場での利用者の意見などを確認しながら、その効果や検証を行い、次年度以降の導入について検討を行っております。 今後も、厳しい暑さの中で調理業務に携わる調理従事者の方々に配慮し、働きやすい職場環境に努めてまいります。 次に、<u>給食センターへの集約について</u>お答えいたします。 <u>市の附属機関である佐世保市学校給食検討委員会</u>に対し、平成29年8月に「学校給食調理場の今後の在り方」について諮問を行い、<u>平成30年12月に「本市の現状を踏まえ、食育面、管理運営面、施設面、危機管理面などを総合的な観点から検討した結</u>

2. 給食の提供においては児童生徒のアレルギーの問題等があり、提供そのものが難しいといった例もあるようだが、市内においてその様な（アレルギーにより給食を提供できない等）事例はどれくらいあるのか。また、どのような対応をしているのか。佐世保市学校給食センターに於いては、別ラインにてアレルギー対応の食事を作っているようだが、自校での提供の場合はどうなっているのか。	果、児童生徒の数の減少や、学校の統廃合等を考慮しながら、<u>長期的、安定的に安全・安心な学校給食を提供するためには、共同調理場方式、いわゆるセンター方式へ移行することが望ましい</u>」との答申を受けています。 この答申を踏まえ、学校給食調理場におきましては、現在進めている「佐世保市学校再編計画」の進捗状況や、それぞれの施設の使用期間なども整理し、空調設備の整備も含めて、<u>今後検討</u>を図ってまいりたいと考えております。 次に、<u>食物アレルギーへの対応</u>についてお答えいたします。 学校給食の食物アレルギーの対応につきましては、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき作成した、<u>本市の「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に従い、安全性を最優先に考えた対応</u>を行っております。 学校におけるアレルギー疾患対応のために医師の診断書が提出された食物アレルギーの対象者は、現在、小学生305名、中学生116名であり、原因食物として最も多いのは、「鶏卵」、次にえび・かに等の「甲殻類」、「牛乳・乳製品」の順に多く、原因食物の種類は多岐に渡り、その中には複数種類のアレルギーがある児童生徒もいる状況です。 そのため、<u>毎年、学校において保護者との面談を実施し、各学校内に設置している「食物アレルギー対応委員会」において個々の対応を決定</u>しているところです。 給食調理の過程における対応としましては、<u>単独調理場においては、原因食物を加えない「除去食」を提供</u>しております。また、<u>佐世保市学校給食センターにおいては、専用のアレルギー食調理室を備えているため、原因食物を別の食材に入れ替える「代替食」の提供も</u>行っております。 <u>アレルギー原因食物の影響が広範囲に及ぶなどの理由により、全て弁当持参となる方は28名</u>おります。 また、乳アレルギーに対応するため、完全給食のメニューから、牛乳及びパンを停止する対応を行っております。 さらに、<u>ひとり一人個別の食物アレルギー対応表を作成し、保護者と献立内を共有しつつ、各教室における給食時間での確認方法などに配慮</u>しているところです。 今後も、保護者のご理解とご協力を頂きながら、学校と連携して、安全性を最優先した学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。
---	--

【再質問】

・学校給食における食物アレルギーへの慎重な対応は行われているが、牛乳のみを提供する対応はできないか。

(教育長答弁)

食物アレルギーへの対応の再質問について、お答えいたします。

議員ご承知のとおり、本市における学校給食は、令和4年度から公会計に移行しており、全児童・生徒を主とした給食費算定や債権管理などを一括管理しております。その中で、個別対応が複雑化する食物アレルギーに適切かつ慎重に対応するため、全て弁当持参となる方は牛乳も含めて全ての給食を停止しております。

議員からご指摘がございました件につきまして、確認を行いましたところ、全て弁当持参している児童生徒の中で、乳アレルギーに該当しない児童生徒を13名確認いたしました。

牛乳は、主食となるご飯やパン、副食のおかずとは異なり、同一成分と同一量を提供することができ、栄養価も高い貴重な食材でありますので、現在の対応メニュー及び管理方法などを整理しまして、アレルギー対応への取り組みとして「牛乳のみ」の提供ができるよう、令和7年度からの対応に向けて、準備を進めてまいります。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでありますので、今後とも意をもちいながら安全・安心な学校給食の提供に取り組んでまいります。

The 10th

SASEBO EXPO

入場
無料

～世界の祝祭日～

11.16 土 13:00～16:00

(詳細は裏面をご確認ください)

📍 まちなかコミュニティセンター全館 (常盤町6-1)



定員

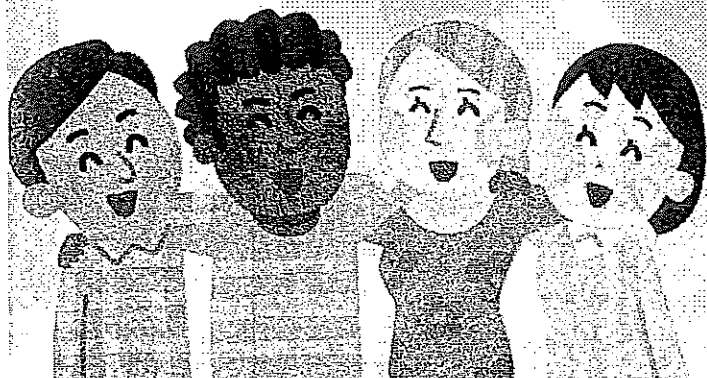
日本人50名
外国人50名

どなたでも参加OK!

文化×学び×出会い

佐世保ならではの異文化交流イベント、第10回“Sasebo Expo”を開催します!

今回のテーマは「世界の祝祭日」

外国の方々と一緒に文化体験やゲームを楽しみながら、
気軽に英語に触れてみませんか?

★近隣の有料駐車場もしくは公共交通機関をご利用ください。

★参加には事前申し込みが必要です。

運営 : 英語で交わるまちSASEBOプロジェクト「SASEBO EXPO」チーム

主催 : 佐世保市教育委員会 社会教育課

当日のタイムスケジュール

時 間	内 容	場 所
12:30~13:00	受付	1階 講堂前
13:00~13:30	オープニングイベント	1階 講堂内
13:30~13:40	各ブースへの移動時間	
13:40~15:40	ブースアクティビティ	各部屋
15:40~15:45	講堂への移動時間	
15:45~16:00	エンディング	1階 講堂内

※当日の状況によって変動する場合がございます



ブースアクティビティ

世界の行事

世界の Winter Holidays

日本文化

エコラボ

楽しいブースが
たくさん！
茶道、着付け、
華道、皿回し、琴

世界の行事を
モチーフにした
ゲーム

日本の祝日紹介や
新聞紙を使った
エコな工作

クイズや
フリートーク、
子ども向けの
アクティビティも！



申込方法

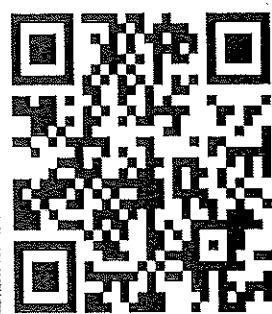
二次元コードまたは下記に記入してFAXで！

申込〆切

11/6 (水)

Fax 0956-37-6137 (佐世保市教育委員会 社会教育課宛)

ふりがな 参加者氏名 1	15歳以下は年齢も ()	参加者 4	()
参加者 2	()	参加者 5	()
参加者 3	()	参加者 6	()
		連絡先 (電話 or メールアドレス)	



事前申込フォームURL: <https://x.gd/saseboexpoapply>

〈お問い合わせ〉

佐世保市教育委員会社会教育課

TEL 0956-24-1111 (内線3121・3122)

E-mail syakai@city.sasebo.lg.jp

〈させはの街ネタを英語と日本語で〉

佐世保市と市民が作るバイリンガル情報サイト



Sasebo E Channel

(させはEチャンネル)



明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (三二一)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (三二二)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令 (三二三)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令 (三二四)
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (三二五)

〔告 示〕

- 政府資金調達事務取扱規則第五條第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等告示 (財務二五八、二六二、二六三、二六四)
- 国債の発行等に関する省令第五條第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示 (同二六二)
- 学校教育法第百十條第二項の規定に基づき認定評価機関の認定に関する件 (文部科学一三九)
- 学校教育法第百十條第五項の規定に基づき認定評価機関からの変更の届出に関する件 (同一四〇)
- 特別史跡に指定する件 (同一四一)
- 史跡に指定する件 (同一四二)
- 特別史跡に地域を追加して指定する件 (同一四三)
- 史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件 (同一四四)

〔官庁報告〕

- 史跡に地域を追加して指定及び解除する件 (同一四五)
- 史跡に地域を追加して指定する件 (同一四六)
- 名勝に指定する件 (同一四七)
- 名勝に地域を追加して指定する件 (同一四八)
- 天然記念物に地域を追加して指定し、一部を解除する件 (同一四九)
- 記念物を登録記念物に登録する件 (同一五〇)
- 文化的景観を重要文化的景観として選定する件 (同一五一)

国家試験

- あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行 (厚生労働省)
- はり師国家試験の施行 (同)
- きゅう師国家試験の施行 (同)

本号で公布された
法令のあらまし

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令 (政令第三二一号) (国土交通省)
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和六年法律第五三三号) 附則第一條第三号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とすることとした。
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (政令第三二二号) (国土交通省)
構造計算適合判定資格者検定の受験資格建築基準法 (以下「法」という) 第五條の四第三項の政令で定める業務に、法第一八條第四項に規定する審査の業務を加えることとした。(第八條の四第二号関係)
法第九七條の二第二項又は第二項の規定により建築主等を置く市町村の長が行う事務に、法第九七條の二第二項又は第二項の規定により建築主等を置く市町村の長が行う都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務に、法第一八條第一九項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、法第六條第一項第四号に掲げる建築物等に係る事務を加えることとした。(第一四八條第三項第一号関係)
この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日 (令和六年十一月一日) から施行することとした。
- 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令 (政令第三二三号) (経済産業省)
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律 (令和六年法律第三七号) の施行期日は、令和六年十月三十一日とすることとした。

空から見た洞窟遺跡

開催館・会場のご案内



令和6年10月26日(土)～令和7年1月26日(日)

福井洞窟ミュージアム HP: <https://www.fukuicave.jp/>



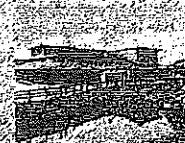
令和6年12月4日(水)～令和7年3月9日(日)

倉敷考古館 HP: <https://www.kurashikikoukokan.com/>



令和6年12月3日(火)～令和7年1月19日(日)

中津市歴史博物館 HP: <http://nakahaku.jp/>



令和7年3月11日(火)～5月6日(火)

佐伯市歴史資料館 HP: <https://www.city.saiki.oita.jp/rekishi/default.html>



令和7年4月26日(土)～6月22日(日)

伊万里市歴史民俗資料館 HP: <https://www.city.imari.saga.jp/6538.htm>



令和7年7月8日(火)～9月28日(日)

唐津市末盧館 HP: <http://karatsu-bunka.or.jp/matsuro.html>



令和7年度企画展

対馬博物館 HP: <https://tsushimamuseum.jp>

